

身体的拘束等適正化のための指針

(改定日：令和6年4月1日)

身体的拘束等の適正化のための指針

【理念と宣言】

高齢者複合施設ライムライト：特定施設/短期入所/通所介護事業所（以下「当施設」という。）は、運営母体である社会福祉法人瑞祥会の経営理念である「安全とやさしさにあふれたサービスを地域とともに」が実践でき、利用者やそのご家族に安心して利用いただける施設となることをここに宣言し、本指針を定めます。

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設が提供する特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、通所介護のすべてのサービスにおいて、原則として身体的拘束及びその他の行動制限（以下「身体的拘束等」という。）を一切行いません。利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが「身体的拘束等ゼロ」に向けた意識を持ち、利用者の心身の状況に応じた適切なケア（環境調整、原因の探求、代替案の実施）を多職種協働で実践します。

2. 身体的拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体的拘束等の適正化と廃止に向けて、当施設に「身体的拘束等適正化委員会」（別紙1：身体的拘束等適正化委員会構成一覧）を設置します。

（1）委員会の構成

管理者を委員長とし、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、管理栄養士等の多職種で構成します。

（2）開催頻度

定期的に（おおむね3か月に1回以上）開催するほか、緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合や、事案発生時等には随時開催します。

（3）役割

- 身体的拘束等に関する現状把握と適正化に向けた検討
- やむを得ず身体的拘束等を実施している事例の解除に向けた検討と評価
- 身体的拘束等適正化のための指針・マニュアルの見直し
- 職員に対する研修の企画と実施

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全職員が身体的拘束等の適正化に関する共通の認識を持ち、適切なケアを提供するため、以下の通り研修を実施します。

（1）定期研修

全職員（非正規職員等を含む）を対象に年2回以上、定期的に身体的拘束等の適正化に関する研修を実施します。

（2）新規採用時研修

新たに採用された職員に対しては、採用時に本指針及び関連マニュアルを用いた研修を必ず実施します。

（3）記録の保管

研修の実施内容、日時、参加者等の記録を作成し、適切に保管します。

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合、または不適切なケア（拘束に該当するおそれのある行為）を発見した場合は、以下の通り報告し、施設内で共有・分析を行います。

（１）記録と報告

身体的拘束等を実施した場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を詳細に記録し、速やかに管理者へ報告します。

（２）委員会での共有

報告された事例は「身体的拘束等適正化委員会」に提出し、全社的な共有を図るとともに、拘束早期解除のための方策や、再発防止策（代替案）の検討を行います。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

原則として身体的拘束等はいきませんが、自傷他害の恐れがある等、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、以下の「３要件」をすべて満たしているかを多職種で検討し、慎重に対応します。

（１）身体的拘束等を実施する際の３要件

- 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

（２）実施の手続き

- 委員会（多職種協働）にて３要件の該当性を慎重に検討・判断します。
- 利用者本人及び家族等に対し、拘束の目的、理由、拘束の時間帯・期間、心身の状況等を詳細に説明し、書面にて同意を得ます。

（３）解除に向けた取り組み

実施中も毎日、利用者の状態を観察し、３要件の該当性を再評価します。要件から外れたと判断された場合は、直ちに身体的拘束等を解除し、家族等へ報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者及び家族等、また関係機関がいつでも閲覧できるよう、施設内の見やすい場所にファイルを備え付けます。また、高齢者複合施設ライムライトのホームページ等でも公開し、透明性の確保に努めます。契約時やサービス担当者会議等の場においても、本指針に基づく当施設の取り組みを説明し、理解と協力を求めます。

※公式ウェブサイト：<https://limelight.zuishou.net/>

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（１）日常業務の改善

利用者の行動には必ず理由があるという視点に立ち、認知症の行動・心理症状（BPSD）を誘発しないような環境づくり、コミュニケーションの工夫、アセスメントの充実等、日々のケアの質向上に努めます。

（２）チームケアの推進

個人の判断で不適切なケアが行われないよう、職員間で自由に意見交換や相談ができる風通しの良い職場環境（チームケア）を構築します。

附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。

身体的拘束等適正化委員会構成一覧

役割	役職	氏名	所属	主要資格
委員長	管理者	小川 智生		
副委員長	主任	富田 真紀	ショートステイ	准看護師
委員	副主任	小山 嗣人	特定施設	介護支援専門員
	副主任	山下 大輔	ショートステイ	介護支援専門員
	副主任	砂川 恵美子	デイサービス	介護福祉士
	副主任	岡田 一也	ショートステイ	介護福祉士
	リーダー	中西 祥子	特定施設	介護支援専門員
	リーダー	佐々木満理奈	ショートステイ	社会福祉士
	リーダー	小西 千景	特定施設	介護福祉士
	リーダー	藤井 佐世子	特定施設	介護福祉士
	リーダー	野網 聖恵	特定施設	介護福祉士
	リーダー	和田 一憲	ショートステイ	介護福祉士
		阿佐 美奈	特定施設	准看護師
		岡田 瑠奈	ショートステイ	管理栄養士

※委員長は高齢者複合施設ライムライトの管理者とする

※副委員長は高齢者複合施設ライムライトの主任とする

附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する。

附則

本指針は、令和7年4月1日より施行する。

附則

本指針は、令和8年4月1日より施行する。